

厚生労働省における「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施方針概要

1 実施時期 : 平成27年7月1日から8月31日

2 対象機関 : 本省、地方支分部局、施設等機関

3 対象職員

原則として、全職員とする。

※ただし、以下の職員は本人が特に希望し、管理者が参加可能と判断する場合を除き、対象から除外することができる。

① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員

- ・ 交替制勤務職員
- ・ 夜間対応等決められた時間帯に勤務することを要する職員
- ・ 政務三役の秘書業務・官用車運転業務を行う職員

② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員

- ・ 保育園の開園時間の都合で実施困難な職員
- ・ 混雑時の通勤を避ける必要のある妊娠中の女性職員
- ・ 遠距離通勤(片道通勤時間平均1時間30分以上を目途)のため、実施が困難な職員
- ・ その他本人や家庭の事情により早出勤務が困難な職員

③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員

- ・ 特に夕方に体制を確保する必要がある窓口業務等を行う職員
- ・ 少人数の官署に勤務する職員
- ・ 利用者のタイムスケジュールに合わせて行政サービスを行う必要がある職員

④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる管理者が認める職員

- ・ 国会担当職員
- ・ その他
外国との調整など他律的な業務により、朝型勤務が労働時間増加につながる職員

4 実施方法

- 夏期(7~8月)の2か月間、勤務時間を1時間前倒しする。

(勤務時間)

- ① 9:30~18:15 → 8:30~17:15
- ② 9:15~18:00 → 8:15~17:00
- ③ 9:00~17:45 → 8:00~16:45
- ④ 8:30~17:15 → 7:30~16:15

※ 勤務時間を割り振るに当たっては、管理者が各職員の希望や意見を聴取。

※ 本省以外においても、行政サービスの低下を招かない範囲で実施。

- 勤務時間を前倒した者については、原則として定時に退庁させる。
- ただし、上記の者が体調不良を訴えた場合には、速やかに勤務時間の割り振りを従前のものに戻す。

5 その他の取組み

- 大臣からのメッセージの発信
- テレワークの推進強化
- 在庁時間の縮減、夏季休暇と年次休暇の取得促進等「厚生労働省働き方・休み方改革」の推進